資料４

**大阪府における人材養成の取組み**

**１　人権総合講座の開講（委託事業「人権相談･啓発等事業」により実施）**

●大阪府や市町村、NPO等において相談業務や人権啓発に従事する人材（人権総合相談員、人権啓発

ファシリテーター等）を幅広く養成するため、業務に必要な知識やスキル等をその経験に応じて修得する多様

なカリキュラムを揃えた「人権総合講座」を年間を通じて開催

●年間で１２０講座開催（うち同和問題に関するものは４講座）

＜開催コース及び受講者・修了者数＞

・前期（初任者向け、基礎的）（H29.6.16～8.8）

人権担当者入門コース 　　　 （受講者※　　48名）

人権ファシリテーター養成コース　 　 （修了者　　　 12名）

人権啓発企画担当者養成コース （修了者　　　 10名）

人権相談員養成コース　　　　　　　 （修了者　　　 70名）

・後期（経験者向け、専門的）（H29.11.2～12.25）

人権ファシリテータースキルアップコース （受講者※　　18名）

人権啓発企画マネジメントコース 　　 （受講者※　　13名）

人権相談員スキルアップコース　　　　 （修了者　　　 29名）

人権相談員専門コース　　　　　　 　 （受講者※　　28名）

※開講日や科目数が少なく、修了認定を行っていないコースは、受講者数を記載している。

**２　人権擁護士の養成及び活動支援**

●府民の人権問題を早期に解決に結び付けるとともに、人権侵害を未然に防止するため、人権相談業務に

携わっている方の中から人権擁護士を養成するとともに、人権擁護士の活動を支援するため、人権擁護士

連絡会を開催

＜人権擁護士とは＞（平成30年3月末現在の登録者　154名）

・大阪府では、平成19年度から人権擁護士を養成

人権擁護士になるためには、人権総合講座のうち所定の76講座を修了し、大阪府内に在住･

在勤する者で、人格・識見が高く、人権相談業務に2年以上従事している者として知事の登録

を受けることが必要

・人権擁護士は、市町村や事業所等に所属し、複雑、困難な相談事例の原因や背景を分析して

適切な専門機関につないだり、相談員のサポートや指導、心のケアを行う